

氏名(本籍)	駒木伸比古(高知県)		
学位の種類	博士(理学)		
学位記番号	博甲第5350号		
学位授与年月日	平成22年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	生命環境科学研究科		
学位論文題目	Locational Changes in Large-scale Retail Stores in the Tokushima Urban Region: Locational Regulations Perspective (徳島都市圏における大型店の立地展開－出店規制に着目して－)		
主査	筑波大学教授	理学博士	村山祐司
副査	筑波大学教授	理学博士	田林明
副査	筑波大学教授	理学博士	手塚章
副査	筑波大学教授	理学博士	山下清海
副査	筑波大学講師	博士(理学)	森本健弘

論文の内容の要旨

本研究は、国・地域双方により行われた大型店の出店規制に着目し、徳島都市圏における大型店の立地と規制との関係を空間的視点から明らかにすることを目的としている。徳島都市圏における大型店の立地動向を考察するとともに、出店に関する調整の過程と結果を実証的に分析し、大型店の規制・調整が空間的にみて商業立地にどのような影響を与えたのかを解明する。

まず、徳島都市圏が位置する四国地方を対象として、県庁所在都市圏における大型店の立地動向を比較した。徳島都市圏の特徴として、1980年代には中心都市で大型店立地が進んだが、1990年代になると郊外立地が停滞するようになったことがわかった。この事実を踏まえ、本研究では大店法施行前(～1974年2月)、大店法施行期(1974年3月～2000年5月)、大店立地法施行期(2000年6月～)に分け、それぞれの時期における大型店規制・調整と大型店立地との関連性を検討した。

大店法施行前は、徳島市中心部に県内資本の大型店が集中し、商業活動は市街地に限定されていた。しかし、県外大手小売業者により出店計画が発表されると、地元小売業者は独自の調整機関(検討委員会)を設置し、出店調整とその意思決定に能動的に係わるようになった。大店法施行期は、全国的に大型店の出店紛争が多発し、立地が抑制された強化期(1980年代)と、出店手続きの短縮化など規制緩和に伴い郊外への大型店立地が促進された緩和期(1990年代)に分けて分析した。強化期では、出店紛争の原因となりうる大手小売業者の進出が計画されたが、その調整において行政の関与があったため、比較的短期間で調整が終結した。さらに地元調整機関は出店を拒否したり、大幅な店舗面積の削減などを行わなかった。そのため、都市圏全体で大型店の立地が進むことになった。一方、緩和期においては、中心都市の内外で計画された大型店の立地や増床に対して地元小売業者が規模縮小の要求を行ったため、大型店の立地が都市圏全体で停滞した。大店立地法期になると、全国的には大型店の開業は実質的に自由化され、各自治体が積極的に規制や誘導を行うようになったが、しかし徳島都市圏では独自規制や広域調整などは実施されなかった。この結果、県外の小売業者によって郊外における大型店の立地が促進される一方で、大手小売業者の撤退が徳島市中心

部やその周辺で相次いだ。

本研究では、地方都市圏における大型店立地と規制との関係に対し、以下の3点が明らかになった。第一に、大型店の立地展開は、大店法や大店立地法など国による規制よりも、地域の行政・小売業者によって行われる規制・調整に影響される傾向が認められる。県外大手小売業者の進出が遅く、規制強化・緩和に関して国と地域との間にタイムラグが生じる状況においては、大型店の立地展開は地域で行われた出店規制の強弱を反映したものになる。第二に、大店法の施行下では、大手小売業者による郊外立地の進展に伴い、出店規制の作用する範囲が拡大している。1980年代は中心都市の市街地に立地する大型店に規制がほぼ限定されていたのに対し、1990年代は郊外自治体に立地する大型店が規制の対象となった。第三に、大店立地法の施行を契機として、大型店の立地政策に対する中心都市と郊外自治体との間で差異が生じている。大店法の施行期には、郊外自治体に対して中心都市小売業者からの大型店規制要求がみられたが、大店立地法の施行後は各自治体の立地政策が反映されるようになった。その結果、郊外自治体で大型店立地が進む一方で、中心都市で閉鎖・撤退が顕著となった。

審 査 の 結 果 の 要 旨

近年、まちづくりや都市再生を推進するにあたって、大型店の出店・立地規制のあり方や住民生活への影響に関する分析の重要性が指摘されている。しかし、都市圏レベルで大型店の立地展開と規制との関係を実証的かつ時系列的に考察した研究は多くない。これは、実施された出店調整の過程や結果に関する過去のデータの取得が困難なことに起因する。こうした状況において、大型店の立地・閉鎖に関するデータを自ら収集するとともに、フィールドワークや関係者へのインタビューにより出店調整のプロセスを解明し、地方都市圏における大型店の立地展開と規制との関係を体系的に論じた本論文は高く評価される。

また、中心都市だけでなく、郊外自治体を含めた都市圏全体を分析対象とし、規制が働く空間的範囲の変容過程を明示した点で本論文には独創性が認められる。地方分権が進み、地域からの政策決定が注目されている今日において、大型店の立地展開が国よりも地域によって行われる規制と密接な関係にあることを説示した点も、本研究のオリジナリティを高めている。

よって、著者は博士（理学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。